

## 議第46号

**滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1項および第2項中「、ビジネスオフィスを除き」を削る。

第4条の見出し中「ホール等の」を削り、同条第1項中「（ビジネスオフィスを除く。）」を削る。

第5条および第6条を削る。

第7条第1項中「第4条第1項または」を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「もしくは第6条第1項」を削り、同条第2号中「または第6条第1項」を削り、同条第3号中「または第6条第2項各号」を削り、同条第5号中「または第6条第4項」を削り、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項第1号中「（第5条の規定による承認を除く。）」を削り、同条第2項中「、第8条および第9条」を「および第7条」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「第11条第1項」を「第9条第1項」に、「第7条」を「第5条」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表中「第7条、第16条」を「第5条、第14条」に改め、同表第2項を削り、同表第1項中表および注以外の部分を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。